

北海道科学大学短期大学部同窓会
北海道自動車短期大学同窓会
丁酉会

2022年度 幹事会

2022年5月14日
札幌パークホテル

【次 第】

1. 開会の辞
2. 「丁酉会と雪嶺会の統合について」
3. 議事
4. 閉会の辞

【議 題】

1. 2021年度事業報告
2. 2021年度決算報告
3. 2021年度会計監査報告
4. 2022年度事業計画
5. 2022年度予算案
6. 短期大学部支部（丁酉会）会則の制定及び丁酉会会則の廃止について
7. 役員の改選について
8. 法人創立100周年記念事業への寄付について
9. その他

【本日の予定】

幹事会	午後4時—午後4時40分
総会・懇親会	午後5時—午後7時

【2021年度 事業報告】

(2021年4月～2022年3月)

1. 支部活動助成及び支部総会について

新型コロナウイルス感染拡大の影響による各支部総会中止に伴い助成支出は無く、会長の出席も無かった。

2. 2021年度幹事会の開催について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、幹事会は書面表決により実施された。

3. 大学祭・ホームカミングデーへの協力について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大学祭・ホームカミングデーともにオンライン開催となり、大学祭ではパンフレットに協賛広告を掲載し、また、ホームカミングデーではイベント協力を行った。

4. 学生活動への助成（3同窓会合同）について

短期大学部生の該当する学生活動の応募が無かったことから、助成を行わなかった。

5. 冊子「ていゆう」について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、掲載予定の多くの行事が中止となったため、作成を見送り、代替として卒業生へ丁酉会紹介リーフレットを配付した。

6. 卒業記念品贈呈（卒業生42名にペンケース、3同窓会合同）

7. 卒業生への丁酉会会長賞の贈呈

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、該当学年の丁酉会活動が出来なかったことから、対象学生が無く、贈呈を行わなかった。

8. 退職教職員への記念品贈呈（3同窓会合同）

9. 雪嶺会との統合について

2021年度の幹事会（書面表決）での承認を受けて、2022年4月統合に向けて、調整及び手続きを行った。

2021年度 丁酉会収支決算書 【一般会計】

【収入の部】

(2021年4月1日～2022年3月31日)

摘 要	予 算	決 算	増 減	備 考
前年度繰越金	5,313,387	5,313,387	0	
入 会 金	1,840,000	1,800,000	-40,000	2021年度@40,000×45名
預 金 利 息	100	47	-53	普通預金利息
雑 収 入	10,000	0	-10,000	
合 計	7,163,487	7,113,434	-50,053	

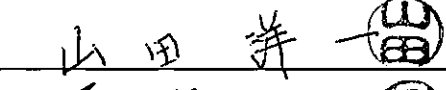

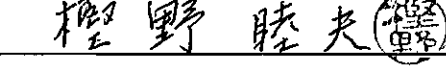

【支出の部】

摘 要	予 算	決 算	増 減	備 考
印刷製本費	0	74,250	74,250	閉学記念誌（法人作成） 150冊増刷
記 念 品	383,000	296,450	-86,550	卒業記念品（ペンケース45名）76,230円 退職者記念品（クリスタルブロンズ盾11名）220,220円
表 彰	21,000	0	-21,000	丁酉会長賞該当なし
在学生助成金	100,000	10,000	-90,000	大学祭広告掲載料10,000円
寄 付 金	0	0	0	
通 信 費	150,000	47,685	-102,315	幹事会資料送付・振込手数料・証明書切手他
事 業 費	100,000	0	-100,000	
会 議 費	150,000	15,000	-135,000	役員会議食事代
支部助成金	400,000	0	-400,000	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各支部総会が中止となり、支部助成金の支出は無かった。
旅 費	400,000	0	-400,000	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、総会、支部総会が中止となったため、関連の出張を取り止めた。
慶 弔 費	30,000	10,000	-20,000	香典 牧野東海支部長ご逝去
法人助成金	250,000	250,000	0	事務業務委託経費
事 務 費	50,000	0	-50,000	記念品を入れるための三同窓会ロゴ入りバッグは新型コロナウイルス対策のため別梱包にしたため、作成しない。
雑 費	10,000	100,232	90,232	支部長会開催中止に伴う航空券代キャンセル料20,232円 退学による会費返還80,000円（2名）
事業積立金	0	0	0	定期預金7,767,315円（2022.3現在）
予 備 費	2,000,000	0	-2,000,000	
支 出 合 計	4,044,000	803,617	-3,240,383	
繰 越 金	3,119,487	6,309,817	3,190,330	
合 計	7,163,487	7,113,434	-50,053	

【監査報告】

帳簿、領収書、預金通帳、現金等について監査した結果、正しく適切に処理されていることを認めます。

2022年 〇 月 〇 日 会計監査員

【2022年度 事業計画（案）】

（2022年4月～2023年3月）

2022年4月から、丁酉会は雪嶺会と統合し、短期大学部支部（丁酉会）となります。

会員の皆様には、制約することなく、従来どおりの活動を行っていただけますが、今後は、雪嶺会との関わりや、丁酉会の支部独自としての取り組みなどを勘案して、事業を順次進めていく予定です。

1. 2022年度幹事会・総会の開催について

幹事会・総会を5月14日に開催（本日）。

2. 支部活動助成及び支部総会について

札幌、宮城、東海、青森、山形、秋田、十勝、関東の各支部の活動助成及び丁酉会支部長の支部総会出席を予定。

3. 大学祭・ホームカミングデーへの協力について

9月25日～26日実施、イベント参加など。

4. 法人創立100周年記念事業に100万円を寄付。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業を実施することができない場合があります。

短期大学部支部（丁酉会）会則の制定について

1. 制定の事由

短期大学部閉学に伴い丁酉会の会員が不利とならないようにすること、また、丁酉会と雪嶺会の統合による同窓生の親睦交流を拡大することを目的として短期大学部支部（丁酉会）立ち上げることになったため。

※ 本会則の制定に伴い、丁酉会会則は廃止する。

短期大学部支部（丁酉会）会則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 雪嶺会短期大学部支部（丁酉会）（以下「本支部」という。）は、本支部会員相互の親睦を厚くし、文化的、社会的向上を図るとともに、学校法人北海道科学大学の発展に寄与するため、雪嶺会本部（以下「本部」という。）との連携を密にして幅広い活動を行うことを目的とする。

第2章 組織

（構成員）

第2条 本支部は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 北海道科学大学短期大学部・北海道自動車短期大学の卒業生
- (2) 支部長が必要と認めたもの

第3章 事業

（事業）

第3条 本支部は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦会や情報交換会
- (2) 本部事業への協力
- (3) その他本支部の目的達成のために必要な行事および事業

第4章 役員

（役員）

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 幹事 10名以内

（役員を選任および任期）

第5条 役員は、会員の中から支部総会において選出する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務権限）

第6条 支部長は、本支部を代表して会務を総理し、支部総会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本支部の会計を監査するほか、支部総会に出席することができる。ただし、

決議に加わらない。

4 幹事は、支部長および副支部長を補佐し、会務執行の大綱を協議する。

第5章 会議

(支部総会)

第7条 本支部の最高議決機関として、支部総会を置く。

2 支部総会は、2年に1回以上開催することとし、支部長が召集する。

3 支部総会は出席者数をもって成立する。

4 支部総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

5 支部総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画、収支予算、収支決算の審議

(2) 会則の変更

(3) 役員を選出

(4) その他、本支部の運営上重要な事項

6 臨時支部総会は、次の場合に開催することとし、支部長が召集する。

(1) 監事が必要と認めたとき

(2) 会員数の10分の1以上から、会議に付すべき事項を示して開催の要求があったとき

第6章 会計

(本支部の運営財源)

第8条 本支部の運営財源は、当面の間、丁酉会（北海道科学大学短期大学部同窓会・北海道自動車短期大学同窓会）の資金（2021年度決算時の繰越金及び事業積立金）とする。

(会計年度)

第9条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第10条 監事は、会計処理が常に適正に行われているか、随時、監査を行うものとする。

2 監事は、支部総会において監査の結果を報告しなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第11条 本支部に事務局を置く。

2 事務局は事務局長および会計をもって構成する。

3 事務局長および会計は幹事の中から支部長が選任する。

4 事務局は支部長の指示を受け、会務に関する事項を処理する。

第8章 雑則

(身上変更等)

第12条 会員は、住所、身分等身上に異動を生じたときは、事務局に届け出るものとする。

(会則の改廃)

第13条 本会則を改定するときは、支部総会の議を経なければならない。

(その他)

第14条 本会則の運用細部については、支部総会の議を経て別に定める。

付則

1. 本会則は、2022年5月14日より施行する（2022年4月1日に遡及して適用）。